

申請から活用までの流れ

STEP
1

問い合わせ・相談 (随時)

本制度への質問や技術相談などお気軽に、
お問い合わせ・ご相談ください。

広島県土木建築局 技術企画課 企画調査グループ
〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52
TEL:082-513-3859(直通)
E-mail:dogikikaku@pref.hiroshima.lg.jp

STEP
2

登録申請 (随時)

広島県電子申請システムにより
提出してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9511



STEP
3

審査 (年2回)

申請された技術について「革新技術検討委員会」において
意見を聴取し、その後、審査会にて審査を行います。
(区分1～3に評価)

STEP
4

登録 (年2回)

「広島県建設分野の革新技術登録簿」に登録日から
10年を経過する日の属する年度の末日まで登録します。

STEP
5

活用

広島県の公共事業で活用を
推進していきます。

また、実証フィールドの提供など
技術の改良に向けた支援も行います。

 広島県土木建築局 技術企画課

本制度の詳細については、広島県のホームページで公表しています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/asset/kensetsubunyanokakushingijutsu.html>



令和5年8月改訂

革新技術求む

広島県 建設分野の 革新技術活用制度

公共土木施設の
「長寿命化・効率化・高度化」に
資する「技術」を募集



道路・河川・ダム・砂防・港湾・海岸・上下水道・公園などの公共土木施設

 広島県土木建築局

建設分野の革新技術を募集

広島県の公共土木施設の多くは高度経済成長期に整備されており、老朽化する施設の数が増加することが見込まれています。また、人口減少・少子化・高齢化による建設分野の担い手不足や、自然災害の激甚化・頻発化に対応するためには、生産性向上などが求められています。このことから、広島県では施設の長寿命化だけでなく、AI/IoT、ロボティクスといった進展するデジタル技術等を活用したインフラ整備等の効率化・高度化に向け、「広島県長寿命化技術活用制度」を「広島県建設分野の革新技術活用制度」に改正しました。

募集対象技術

公共土木施設の調査・設計・施工・維持管理のあらゆる段階における、施設の長寿命化やインフラ整備等の効率化・高度化に資する革新技術

●対象施設
道路・河川・ダム・砂防・港湾・海岸・上下水道・公園などの公共土木施設

長寿命化部門

対象技術 ライフサイクルコストの縮減など、施設の長寿命化に資する技術

具体例
●高強度で高耐久性のグレーチング製品
●耐凍害性等を向上したプレキャスト製品
●高耐久性の構造物を築造する材料・工法
●コンクリート構造物の鉄筋腐食を抑制する技術
●乾式吹付を使用した耐震補強工法
●鋼構造物の防錆性や耐塩害性等の向上を可能にした防食塗装 など



効率化部門

対象技術 建設工事等の省人化・省力化や工期短縮など、インフラ整備等の効率化に資する技術

具体例
●プレキャスト化技術を活用して砂防ダムや橋梁等の構造物を築造する技術
●3次元データを活用して施設の変状を確認する技術
●UAVを活用して施設点検を行う技術
●建設機械の無人化施工や自動施工を支援する技術
●従来よりも現地作業を軽減できるプレキャスト製品・工法
●3Dプリンターを活用して構造物を築造する技術 など



高度化部門

対象技術 施設の点検・診断、データの分析など、インフラ整備等の高度化に資する技術

具体例
●カメラ画像等をAIにより解析する技術
●3次元データ等を活用してAIが構造物を自動的に設計する技術
●蓄積された振動などのセンサーデータを分析し、構造物の劣化予測を行う技術
●センサーデータを活用した電気・機械設備等の施設運用技術
●カーボンニュートラルの推進に向けた、環境への負荷を低減する工法・製品 など



申請事業者

県内事業者
広島県内に、本社・本店・支社・支店・営業所のいずれか又は生産拠点がある民間事業者等

県外事業者
県内事業者以外で以下の技術を有する民間事業者等
●国土交通省の「新技術情報提供システム」の評価情報に掲載されている技術
●建設技術審査証明協議会会員の「建設技術審査証明」の交付を受けた技術
●国及び都道府県、法人税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く）、建設業法施行規則第18条に掲げる法人のいずれかの技術的審査を受けた技術

登録要件

- ①公共事業に活用できるもの
- ②原則として単価設定が可能なもの
- ③技術の成立性が認められるもの
- ④公共事業への適用性が認められるもの
- ⑤当該技術の効果が従来技術に比べ同程度以上であるもの

登録区分

- 区分3 活用促進を図る技術
- 区分2 技術の試行により効果を確認することが必要な技術
- 区分1 活用するには更なる開発または改良が必要な技術

登録期間

登録日から10年を経過する日の属する年度の末日まで



「革新技術」登録のメリット！

- 区分3に登録した技術は、登録技術の情報や実績等について広島県のホームページで公表し、現場の適用条件等を考慮した上で、広島県の公共事業での活用を推進します。
- 区分3に登録した技術には、広島県が主催する革新技術発表会において登録技術の内容を発表する機会を提供します。
- 区分2に登録した技術には、実証フィールドを提供します。
- 区分1に登録した技術には、技術の開発・改良に関する情報共有・助言を行います。

